

妙正寺川上流部に整備する調節池に係る協議状況について

東京都は、荒川水系神田川流域河川整備計画において、妙正寺川上流部に調節池を整備する必要があるとしている。調節池の整備範囲は、東京都住宅供給公社鷺宮西住宅（以下「鷺宮西住宅」という。）の敷地の一部及び中野区立鷺宮運動広場（以下「鷺宮運動広場」という。）を候補地として、東京都住宅供給公社及び中野区と令和6年5月に覚書を締結し、整備に向けた検討を進めてきたところである。

本覚書に基づく協議状況について、以下のとおり報告する。

1 調節池整備期間中の鷺宮運動広場の代替機能

調節池の整備期間中において、鷺宮運動広場が使用できなくなることから、その代替機能を確保する必要がある。区は、鷺宮運動広場の代替用地として、立地や規模、行政需要等を鑑み、西中野小学校跡地を代替用地として活用する方向で東京都と協議を進めていく。

2 基本協定書の締結について

鷺宮西住宅の建替えにあわせ、鷺宮運動広場用地に調節池を整備することに関する基本的な事項を定め、相互に協力し、事業を円滑に進めるため、基本協定書を締結する予定である。

3 今後の予定

令和7年3月	基本協定書締結
令和7年度以降	調節池の基本設計・実施設計 鷺宮運動広場代替施設の整備、供用 調節池整備